

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 住宅性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらの業務を総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(評価等の業務の実施の基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 休日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他センターが指定する日

3 評価等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合又は事前にセンターと申請者との間において評価等の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 センターの主たる事務所の所在地は、福島県福島市五月町4番25号とする。

2 センターには、次の従たる事務所を置く。

- (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
- (2) 県中事務所 福島県郡山市開成五丁目10番5号
- (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
- (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢二丁目1番17号

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価等の業務を行う区域は、福島県の全域とする。

2 評価等の業務は、前条の事務所で行う。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅

の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 センターは、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅評価業務及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書（以下「設計評価提出図書」という。）をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

- 2 施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書（その評価に要した設計評価提出図書の副本を含む。）又はその写しをセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しの提出を要しない。

- 3 前2項の規定による申請については、あらかじめセンターと協議したうえでセンターが指定する方法で、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）にて行うことができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は、1部とする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ）を求めようとする者は、次の各号に掲げる図書（以下「長期使用構造等確認提出図書」という。）をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

- 2 施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等変更確認申請書
- (2) 前項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの
- (3) 次のイ又はロの図書（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合は、長期使用構造等確認提出図書若しくは設計性能提出図書又はその写しの提出を要しない。）

- イ 直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。その確認に要した長期使用構造等確認提出図書の副本を含む。）又はその写し
 - ロ 設計住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、直前の設計住宅性能評価書（その評価に要した設計評価提出図書の副本を含む。）又はその写し
- 3 前2項の規定による申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は、1部とする。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請等）

- 第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、設計住宅性能評価に関する規定を適用する。
- 2 長期使用構造等である旨の記載のある住宅性能評価書が交付された住宅における変更の申請については、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価の申請を要する場合は設計住宅性能評価に関する規定を適用し、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認の申請を要する場合は、長期使用構造等確認の規定を適用する。
- 3 前2項の申請においては、施行規則第7条の3に規定する国土交通大臣が定める図書（令和3年国土交通省告示第1367号第1から第3に定める図書。変更確認にあつては当該図書のうち変更に係るもの。）を加えた設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書をセンターに提出しなければならないものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の引受け並びに契約）

- 第10条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査し、これを引き受ける。
- (1) 申請のあつた住宅が第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること
 - (2) 設計評価提出図書（第9条第1項又は第2項の申請の場合は、同条第3項に定める図書を含む。以下同じ。）に形式上の不備がないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ設計評価提出図書に記載すべき事項に漏れがないこと
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、長期使用構造等確認の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査し、これを引き受ける。
- (1) 申請に係る住宅が第6条第2項に定める長期使用構造等確認の業務を行う範囲に該当するものであること
 - (2) 長期使用構造等確認提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ長期使用構造等確認提出図書に記載すべき事項に漏れがないこと
 - (4) 長期使用構造等確認提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 3 センターは、第1項又は第2項の審査により当該申請が第1項各号又は第2項各号に該当しないと認める場合は、申請者に対して補正を求めるものとし、申請者がこの求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合においては、引き受けできない理由を明らかにするとともに、設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書を申請者に返還する。
- 4 センターは、第1項又は第2項により申請を引き受けた場合には、申請者に設計住宅性能評

価等引受承諾書を交付する。この場合、センターは別に定める「一般財団法人ふくしま建築住宅センター住宅性能評価業務契約約款」（以下「評価業務契約約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

- 5 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価料金又は確認料金（以下「評価等料金」という。）を評価業務契約約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項又は第2項の引き受けを取り消すことができる。

（評価業務契約約款に明記すべき事項）

第11条 前条の評価業務契約約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと
- (3) 評価等料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 評価等料金の額に関すること
 - ロ 評価等料金の支払期日に関すること
 - ハ 評価等料金の支払方法に関すること
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 設計住宅性能評価書の交付、長期使用構造等確認書の交付、設計住宅性能評価書を交付できない旨の通知、又は長期使用構造等でない旨の確認書の交付を行う期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認に係る契約は解除されること
 - ロ 申請者は、設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること
 - ハ 申請者は、センターの責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価等料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること
 - ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価等料金が支払期日までに支払われてないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること
 - ホ センターは、ニの規定により契約を解除した場合においては、申請者に一定額の評価等料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 当該契約が、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証するものでないこと
 - ロ 当該契約が、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の対象になる住宅に瑕疵がないことについて保証するものでないこと
 - ハ 設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書に虚偽があることその他の事由によ

り、適切な設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認を行なうことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の結果について責任を負わないこと

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第12条 センターは、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、これらに基づく命令、告示並びにこれらに係る通達及び「設計住宅性能評価マニュアル」並びに「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の提出を求める。
- 4 評価員は設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、評価等の業務を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第13条 申請者は、申請者の都合により、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合、又は長期使用構造等確認書の交付前に長期使用構造等確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届出書（第二号様式）をセンターに提出する。この場合にあっては、センターは設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の業務を中止し、提出された設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書を申請者に返却する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の交付前の計画の変更)

第14条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価書の対象となる住宅の計画を変更する場合においては、その変更に係る部分の設計評価提出図書をセンターに正本及び副本各1部提出するものとする。

- 2 前項の変更の内容が大規模であるとセンターが認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度、設計住宅性能評価の申請をしなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認書の交付前に計画を変更する場合において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書の交付)

第15条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき

- (4) 設計住宅性能評価に必要な協力が申請者から得られなかったことその他センターの責めに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 センターは、前項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。
 - 3 前2項の交付又は通知にあたっては、設計評価提出図書の副本を添えて行う。
 - 4 設計住宅性能評価書の交付番号は別表に定める方法による。
 - 5 第1項及び第2項の図書の交付又は通知は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(長期使用構造等確認の交付)

- 第16条 センターは、長期使用構造等確認が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して長期使用構造等確認書を交付する。
- (1) 長期使用構造等確認提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
 - (2) 長期使用構造等確認提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
 - (3) 長期使用構造等確認の対象となる住宅の計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等に適合しないと認めるとき
 - (4) 長期使用構造等確認に必要な協力が申請者から得られなかったことその他センターの責めに帰することのできない事由により、長期使用構造等確認を行えなかったとき
 - (5) 確認料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 センターは、前項各号に該当するため長期使用構造等でないと確認された場合においては、施行規則第7条の4第1項第2号の規定に従い、申請者に対して長期使用構造等でない旨の確認書を交付する。
 - 3 前2項の交付にあたっては、長期使用構造等確認提出図書の副本を添えて行う。
 - 4 長期使用構造等確認書の交付番号は別表に定める方法による。
 - 5 第1項又は第2項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

- 第17条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、センターに軽微変更該当証明の依頼をすることができる。
- 2 前項の軽微変更該当証明の依頼においては、次の各号に掲げる図書(以下「軽微変更提出図書」という。)を、センターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。
 - (1) 軽微変更該当証明依頼書(第六号様式)
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書のうち、軽微な変更に係るもの
 - (3) 次のイ又はロの図書(ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合は、長期使用構造等確認提出図書若しくは設計評価提出図書又はその写しの提出を要しない。)
 - イ 直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(その確認に要した長期使用構造

等確認提出図書の副本を含む。)又はその写し

ロ 設計住宅性能評価書が交付された住宅で軽微変更該当証明の依頼を行う場合は、直前の設計住宅性能評価書(その評価に要した設計評価提出図書の副本を含む。)又はその写し

3 センターが軽微な変更に係る確認を行い、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、センターが法第6条の2第3項による長期使用構造等確認書又は同条第4項による設計住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

4 前項の交付にあたっては、軽微変更提出図書の副本を添えて行う。

5 軽微変更該当証明書の交付番号は別表に定める方法による。

6 第1項の規定による依頼及び第3項の規定による交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

第3章 建設住宅評価業務及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第18条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものの申請をしようとする者は、次の各号(センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。)に掲げる図書をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)

(2) 直前に交付された設計住宅性能評価書(その評価に要した設計評価提出図書の副本を含む。また、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価がある場合は、その変更に係る提出図書を含む。)又はその写し

(3) 施工状況報告書の様式

(4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項)の確認済証の写し

2 施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しをセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しの提出を要しない。

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、次の各号に掲げる図書をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図

(3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

(4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

(5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅

性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

- 4 申請者は、第1項から第3項に掲げる図書（以下「建設評価提出図書」という。）が整っていない場合であっても、センターに対して建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項による申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。この場合、第1項から第3項の規定にかかわらず図書の提出は、1部とする。

（長期使用構造等確認の申請）

第19条 長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第20条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、次の各号に掲げる図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書をセンターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等変更確認申請書
 - (2) 前項第2号に掲げる図書のうち変更に係るもの
 - (3) 次のイ又はロの図書（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、長期使用構造等確認提出図書又はその写しの提出を要しない。）
 - イ 直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。その確認に要した長期使用構造等確認提出図書の副本を含む。）又はその写し
 - ロ 住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、直前の建設住宅性能評価書（その評価に要した建設評価提出図書の副本を含む。）又はその写し
- 3 前2項の規定による申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は、1部とする。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第20条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の引受け及び契約）

第21条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、これを引き受ける。

- (1) 申請のあった住宅が第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること
- (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと
- (3) 提出書面に不足がなく、かつ建設評価提出図書に記載すべき事項に漏れがないこと
- (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、長期使用構造等確認の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査

し、これを引き受ける。

- (1) 申請に係る住宅が第6条第2項に定める長期使用構造等確認の業務を行う範囲に該当するものであること
 - (2) 長期使用構造等確認提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ長期使用構造等確認提出図書に記載すべき事項に漏れがないこと
 - (4) 長期使用構造等確認提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 3 センターは、第1項又は第2項の審査により当該申請が第1項各号又は第2項各号に該当しないと認める場合は、申請者に対して補正を求めるものとし、申請者がこの求めに応じない場合又は十分な補正を行なわない場合においては、引き受けできない理由を明らかにするとともに、建設評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書を申請者に返還する。
- 4 センターは、第1項又は第2項により申請を引き受けた場合には、申請者に建設住宅性能評価引等受承諾書を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務契約約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価等料金を評価業務契約約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項又は第2項の引受けを取り消すことができる。

(評価業務契約約款に明記すべき事項)

第22条 前条の評価業務契約約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと
 - ロ 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物、建築物の敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 評価等料金の額に関すること
 - ロ 評価等料金の支払期日に関すること
 - ハ 評価等料金の支払方法に関すること
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建設住宅性能評価書の交付、長期使用構造等確認書の交付、建設住宅性能評価書を交付できない旨の通知、又は長期使用構造等でない旨の確認書の交付を行う期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること
 - ハ 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が大きく

変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げなければならないものとし、この場合においては、建設住宅性能評価に係る契約は解除されること

ロ 申請者は、建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること

ハ 申請者は、センターの責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価等料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること

ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価等料金が支払期日までに支払われていないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること

ホ センターが、ニの規定により契約を解除した場合においては、申請者に一定額の評価等料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該契約が、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認書の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと

ロ 当該契約が、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認書の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと

ハ 建設評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認書を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認書の結果について責任を負わないこと

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第23条 センターは、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、これに基づく命令及び告示、これらに係る通達並びに「建設住宅性能評価マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2 評価等の業務に従事する職員のうち評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求めることができる。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。

6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第24条 申請者は、センターに対し検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下「検査

- 対象工程」という。)に係る工事が完了する日又は完了した日を検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知(第五号様式)により通知しなければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類(以下「施工状況報告書」という。)をセンターに提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、現場検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図及び品質管理記録その他の書面を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 センターは、現場検査を行ったとき、遅滞なく、施行規則第6条第7項に規定する検査報告書により建設住宅性能評価申請者にその旨を報告する。
 - 6 第1項、第3項及び前項の書面の通知等は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(建設住宅性能評価書の交付前の検査済証の写しの提出)

第25条 申請者は、申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しをセンターに提出する。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでないものとし、当該内容を証する書面の写しを提出することとする。

(建設工事の変更)

第26条 申請者は、新築工事に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更がある場合は、第7条第2項の変更設計住宅性能評価申請の手続きを行い、その変更に係る住宅性能評価書及び設計評価提出図書を建設住宅性能評価申請書の正本及び副本に添付しなければならないものとする。

ただし、その変更の内容が部分的な工事の変更で容易に評価基準との照合を行うことができる場合においては、変更申告書(参考様式)及びその変更に係る部分の建設評価提出図書をセンターに正本及び副本各1部提出するものとする。

- 2 前項の申請又は申告が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げなければならないものとする。

(建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第27条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付前に建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を取り下げる場合は、建設住宅性能評価にあってはその旨及び理由を記載した建設住宅性能評価取り下げ届出書(第十号様式)を、長期使用構造等確認にあってはその旨及び理由を記載した取り下げ届出書(第二号様式)をセンターに提出する。この場合にあっては、センターは、建設住宅性能評価又は長期使用構造等確認を中止し、提出された建設評価提出図書又は長期使用構造等提出図書を申請者に返却する。

(建設住宅性能評価の交付)

第28条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分で

あるとき。

- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査が行えなかったことその他センターの責めに帰すことのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 センターは、前項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
 - 3 建設住宅性能評価書の交付番号は、別表の定めによる。
 - 4 第1項及び第2項の書面の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(長期使用構造等確認の交付)

第29条 センターは、長期使用構造等確認が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して長期使用構造等確認書を交付する。

- (1) 長期使用構造等確認提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
 - (2) 長期使用構造等確認提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
 - (3) 長期使用構造等確認の対象となる住宅の計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等に適合しないと認めるとき
 - (4) 長期使用構造等確認に必要な協力が申請者から得られなかったことその他センターの責めに帰すことのできない事由により、長期使用構造等確認を行えなかったとき
 - (5) 確認料金が支払期日までに支払われていないとき
- 2 センターは、前項各号に該当するため長期使用構造等でないと確認された場合においては、施行規則第7条の4第1項第2号の規定に従い、申請者に対して長期使用構造等でない旨の確認書を交付する。
 - 3 前2項の交付にあつては、長期使用構造等確認提出図書の副本を添えて行う。
 - 4 長期使用構造等確認書の交付番号は別表に定める方法による。
 - 5 第1項又は第2項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第30条 第19条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、センターに軽微変更該当証明の依頼をすることができる。

- 2 前項の軽微変更該当証明の依頼においては、次の各号に掲げる図書(以下「軽微変更提出図書」という。)を、センターに正本及び副本各1部提出しなければならないものとする。
 - (1) 軽微変更該当証明依頼書(第六号様式)

- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書のうち、軽微な変更に係るもの
- (3) 次のイ又はロの図書（ただし、センターにおいて直前の長期使用構造等確認を行っている場合は、長期使用構造等確認提出図書又はその写しの提出を要しない。）
- イ 直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（その確認に要した長期使用構造等確認提出図書の副本を含む。）又はその写し
- ロ 住宅性能評価書が交付された住宅で軽微変更該当証明の依頼を行う場合は、直前の建設住宅性能評価書（その評価に要した建設評価提出図書の副本を含む。）又はその写し
- 3 センターが軽微な変更に係る確認を行い、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。
- ただし、センターが法第6条の2第3項による長期使用構造等確認書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。
- 4 前項の交付にあたっては、軽微変更提出図書の副本を添えて行う。
- 5 軽微変更該当証明書の交付番号は別表に定める方法による。
- 6 第1項の規定による依頼及び第3項の規定による交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。この場合、第1項の規定にかかわらず図書の提出は、1部とする。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

- 第31条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者（以下「外部評価員」という。）に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（評価員の解任）

- 第32条 理事長は、評価員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。
- (1) 職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき

（評価員の配置）

- 第33条 理事長は、評価等の業務を実施するため、評価員を主たる事務所及び従たる事務所に2名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない

ない。

- 3 ある事務所の評価員が病気等の事情により、評価等の業務を実施できない場合にあつては、県北事務所及び県中事務所の評価員が臨時に評価等の業務を行う。この場合において、緊急の時等にあつては主たる事務所及び外部評価員において評価等の業務を行う。
- 4 センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第34条 理事長は、評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 理事長は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、これらに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し登録講習機関等が行う講習会を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理体制)

- 第35条 理事長は、評価等の業務に従事する者を、第33条第1項の規定により配置された評価員を含め、主たる事務所及び従たる事務所に2名以上配置する。
- 2 理事長は、センターの常勤の理事の中から法第9条1項第3号に規定する専任の管理者を任命する。
 - 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(身分証明書の携帯)

- 第36条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。以下「職員」という。）が、住宅性能評価の対象となる建築物、建築物の敷地又は工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す評価員証を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第37条 センターの役員（以下「役員」という。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価等料金

(評価等料金)

- 第38条 申請者は、別記1から別記7に定める評価等料金を申請後直ちに現金又は銀行振込により納入するものとし、納入に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には申請前に協議して、別の支払期日及び納入方法によることができる。
- 2 申請者が、次条第2号又は第3号の申請を行うときの評価等料金は、別記1、別記2及び別記5のとおりとする。
 - 3 センターが、次条第4号に該当すると判断して、評価等料金から減ずる額は、別記7のとおりとする。
 - 4 住宅性能評価又は長期使用構造等確認が、次条第1号又は第5号に該当するときに、評価等料金から減ずる額は、別に定める。

5 新築工事に係る建設住宅性能評価を取り下げる場合は、別記8に定める評価料金を返還する。

(評価等料金を減額するための要件)

第39条 評価等料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に減額することができる。

- (1) 設計住宅性能評価と建設住宅性能評価を併せて申請を行うとき
- (2) 住宅型式性能認定を受けた住宅又は住宅型式性能認定を受けた部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき（ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合を除く。）が添えられている場合に限る。）
- (3) 認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき（ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合を除く。）が添えられている場合に限る。）
- (4) 共同住宅等（新築工事に限る。）で同一仕様で同一評価の住戸が多い等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断したとき
- (5) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できる一定数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込まれるとセンターが判断したとき

(評価等料金の返還)

第40条 収納された評価等料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合にはこの限りでない。

(負担金の納付)

第41条 センターは法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(再交付申請)

第42条 センターから設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の交付を受けた申請者が、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書（第十三号様式）をもって申請することができる。

(登録の区分等の掲示等)

第43条 センターは、法第17条の規定により、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ(<https://www.fkc.or.jp>)において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第44条 センターは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第45条 センターは、毎事業年度経過三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第46条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも次の各号に掲げる請求を請求することができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、1枚につき300円(税込み。)を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ センターの使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- ハ イ及びロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第47条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第19条第1項に規定する帳簿 評価等の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存方法)

第48条 帳簿及び書類の保存は、審査中は審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において確実、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第49条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合、情報の保

護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第50条 理事長、役員及び職員が、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を、自ら行った場合又は代理人として行った場合は、当該住宅に係る評価等の業務を行わないこととする。

2 理事長、役員及び職員が、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請に係る住宅について、次の各号のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る評価等の業務を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 理事長、役員及び職員が、その役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次の各号のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る評価等の業務を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を、自ら行った場合又代理人として行った場合
- (2) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請に係る住宅について前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 評価員又は役員及び職員若しくは外部評価員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第51条 センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震、その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第52条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、センターに事前に相談することができる。この場合においてセンターは、誠実、かつ、公平に対応するものとする。

2 前項の相談後、申請者は第7条、第8条、第9条、第18条又は第19条に規定する図書をあらかじめセンターに提出することができることとし、この場合にあつてセンターは申請者に仮引受承諾書(第十四号様式)をそれぞれ交付する。

(附則)

この規程は、法第16条第1項の規定による建設大臣の許可を受けた日(平成12年10月3日)から施行する。

(附則)

この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けた日(平成17年10月3日)から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年10月3日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 交付番号（軽微変更該当証明を除く。）は、16桁の数字を用い、次のとおりとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号 006
4～5桁目	当機関の事務所毎に付する番号 本 部（「00」） 県北事務所（「01」） 県中事務所（「02」） いわき事務所（「03」） 会津事務所（「04」）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認 6：長期確認（新築） 7：長期確認（増築・改築） 8：長期確認（建築行為無）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

2 軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおりとする。

長期軽微○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号 006
4～5桁目	当機関の事務所毎に付する番号 本 部（「00」） 県北事務所（「01」） 県中事務所（「02」） いわき事務所（「03」） 会津事務所（「04」）
6～9桁目	西暦
10桁目	4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認 6：長期確認（新築） 7：長期確認（増築・改築） 8：長期確認（建築行為無）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別記1 戸建住宅（新築）の評価等料金

1 戸建住宅の設計住宅性能評価の評価料金

申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金を加算した額とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅	選択評価項目 (一分野)
床面積	基本料金	基本料金	
200㎡未満	42,000 (税込価格46,200)	32,000 (税込価格35,200)	2,000 (税込価格 2,200)
200㎡以上	54,000 (税込価格59,400)	38,000 (税込価格41,800)	

※「一般住宅」とは、「住宅型式性能認定住宅」以外のものをいう。以下同じ。

※「住宅型式性能認定住宅」には、「型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅」を含む。以下同じ。

2 長期使用構造等確認を併せて申請を行う設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金に、4,000円(税込価格4,400円)を加算した額とする。

3 戸建住宅の変更設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの変更の料金は、1の評価料金とする。

4 変更長期使用構造等確認を併せて申請を行う変更設計住宅性能評価の評価料金

1の評価料金の1/2の額に、2,000円(税込価格2,200円)を加算した額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの場合は、1の評価料金に4,000円(税込価格4,400円)を加算した額とする。

5 戸建住宅の長期使用構造等確認の確認料金

申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅
確認料金	44,000 (税込価格48,400)	40,000 (税込価格44,000)

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の確認料金を適用する。

6 変更長期使用構造等確認の確認料金

5の確認料金の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書(変更を含む。)を交付したものの変更申請の料金は、5の確認料金とする。

7 戸建住宅の建設住宅性能評価の評価料金

(1) 申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金を加算した額とする。

ただし、選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」を選択した場合は、当該選択評価項目の額については、次表の選択評価項目の額によらず別途見積もりによる額とする。

(単位：円)

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅	選択評価項目 (一分野)
床面積	基本料金	基本料金	
200㎡未満	90,000 (税込価格99,000)	60,000 (税込価格66,000)	2,000 (税込価格 2,200)
200㎡以上	110,000 (税込価格121,000)	70,000 (税込価格77,000)	

(2) 他機関で直前の住宅性能評価書(変更を含む。)の交付を受けたもの場合は、(1)の評価料金に、床面積に応じた次表の「他機関設計評価加算額」を加算した額とする。

(単位：円)

床面積	200㎡未満	200㎡以上
他機関設計評価加算額	20,000 (税込価格22,000)	26,000 (税込価格28,600)

8 戸建住宅の変更建設住宅性能評価の評価料金

(1) 7(1)の評価料金(選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」の額を含まない額)の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書(変更を含む。)を交付したものの変更の評価料金は、7(2)の1/2の額とする。

(2) 変更により「室内空気中の化学物質の濃度等」の選択評価事項を追加する場合の(1)の評価料金への加算額、又はこの選択評価事項を取りやめる場合の評価料金の返還額については、別に定める。

別記2 共同住宅等(新築)の評価等料金

1 共同住宅等の設計住宅性能評価の評価料金

申請の住宅及び床面積に応じた次表の基本料金に、住戸評価料金と選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金に評価対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。

参考：評価料金＝基本料金＋【住戸評価料金＋(選択評価項目料金×評価項目数)】×評価対象住戸数

(単位円)

住宅	一般住宅		住宅型式性能認定住宅		選択評価項目
	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	
500㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	10,000 (税込価格 11,000)	57,000 (税込価格 67,200)	9,000 (税込価格 9,900)	2,000 (税込価格 2,200)
500㎡以上 1,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		65,000 (税込価格 71,500)		
1,000㎡以上 2,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)		94,000 (税込価格 103,400)		
2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000 (税込価格 242,000)		210,000 (税込価格 231,000)		

5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000 (税込価格 341,000)		300,000 (税込価格 330,000)		
10,000㎡以上 20,000㎡未満	380,000 (税込価格 418,000)		360,000 (税込価格 396,000)		
20,000㎡以上 50,000㎡未満	460,000 (税込価格 506,000)		440,000 (税込価格 484,000)		
50,000㎡以上	別途、見積りによる。				

※「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。以下同じ。

- 2 長期使用構造等確認を併せて申請を行う設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金に、長期使用構造等確認の対象住戸数に3,000円（税込価格3,300円）を乗じた額を加算した額とする。
- 3 共同住宅等の変更設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの変更の料金は、1の評価料金とする。
- 4 変更長期使用構造等確認を併せて申請を行う変更設計住宅性能評価の評価料金
1の評価料金の1/2の額に、長期使用構造等確認の対象住戸数に2,000円（税込価格2,200円）を乗じた額を加算した額とする。
ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの場合は、1の評価料金に長期使用構造等確認の対象住戸数に3,000円（税込価格3,300円）を乗じた額を加算した額とする。
- 5 共同住宅等の長期使用構造等確認の確認料金
申請の住宅及び床面積に応じた基本料金に、住戸確認料に長期使用構造等確認の対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。
参考：確認料金＝基本料金＋住戸確認料金×確認対象住戸数

(単位：円)

住宅 床面積	一般住宅		住宅型式性能認定等住宅	
	基本料金	住戸確認料金 (戸当り)	基本料金	住戸確認料金 (戸当り)
500㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	11,000 (税込価格 12,100)	57,000 (税込価格 62,700)	10,000 (税込価格 11,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		65,000 (税込価格 71,500)	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)		94,000 (税込価格 103,400)	
2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000 (税込価格 242,000)		210,000 (税込価格 231,000)	

5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000 (税込価格 341,000)		300,000 (税込価格 330,000)	
10,000㎡以上 20,000㎡未満	380,000 (税込価格 418,000)		360,000 (税込価格 396,000)	
20,000㎡以上 50,000㎡未満	460,000 (税込価格 506,000)		440,000 (税込価格 484,000)	
50,000㎡以上	別途、見積りによる。			

6 共同住宅等の変更長期使用構造等確認の確認料金

5の確認料金の1/2の額とする。ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書(変更を含む。)を交付したものの変更申請の確認料金は、5の確認料金とする。

7 共同住宅等の建設住宅性能評価の評価料金

(1) 申請の住宅及び床面積に応じた基本料金に検査回数に乗じた額に、住戸評価料金と選択評価項目の分野の数に応じて算出される料金に評価対象住戸数に乗じた額を加算した額とする。

ただし、選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度」を選択した場合は、当該選択評価項目の額については、次表の選択評価項目の額によらず別途見積りによる額とする。

参考：(1)評価料金＝基本料金×検査回数＋【住戸評価料金＋(選択評価項目料金×評価項目数)】×評価対象住戸数

(単位：円)

住宅	一般住宅		住宅型式性能認定等住宅		選択評価項目
	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	基本料金	住戸評価料金 (戸当り)	
500㎡未満	30,000 (税込価格 33,000)	10,000 (税込価格 11,000)	26,000 (税込価格 28,600)	9,000 (税込価格 9,900)	2,000 (税込価格 2,200)
500㎡以上 1,000㎡未満	50,000 (税込価格 55,000)		44,000 (税込価格 48,400)		
1,000㎡以上 2,000㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)		60,000 (税込価格 66,000)		
2,000㎡以上 5,000㎡未満	140,000 (税込価格 154,000)		130,000 (税込価格 143,000)		
5,000㎡以上 10,000㎡未満	150,000 (税込価格 165,000)		140,000 (税込価格 154,000)		
10,000㎡以上 20,000㎡未満	230,000 (税込価格 253,000)		210,000 (税込価格 231,000)		
20,000㎡以上 50,000㎡未満	240,000 (税込価格 264,000)		220,000 (税込価格 242,000)		
50,000㎡以上	別途、見積りによる。				

- (2) 他機関で直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）の交付を受けたもの場合は、(1) の評価料金に、床面積に応じた次表の他機関評価加算額、及び住戸評価料金加算額に評価対象住戸数を乗じた額を加算した額とする。

参考：(2) 評価料金 = (1) の評価料金 + 他機関評価加算額 + 住戸評価料金加算額 × 評価対象住戸数

(単位：円)

床面積	他機関評価加算額	住戸評価料金加算額 (戸当たり)
500㎡未満	30,000 (税込価格33,000)	10,000 (税込価格11,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	40,000 (税込価格44,000)	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	50,000 (税込価格55,000)	
2,000㎡以上 5,000㎡未満	110,000 (税込価格121,000)	
5,000㎡以上 10,000㎡未満	150,000 (税込価格165,000)	
10,000㎡以上 20,000㎡未満	190,000 (税込価格209,000)	
20,000㎡以上 50,000㎡未満	230,000 (税込価格253,000)	
50,000㎡以上	別途、見積りによる。	

8 共同住宅等の変更建設住宅性能評価の評価料金

- (1) 7 (1) の評価料金 (選択評価項目の「室内空気中の化学物質の濃度等」の額を含まない額。以下本項において同じ。) の 1 / 2 の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の設計住宅性能評価書（変更を含む。）を交付したものの変更の評価料金は、7 (1) の評価料金の 1 / 2 の額に、7 (2) の 1 / 2 の額を加算した額とする。

- (2) 変更により「室内空気中の化学物質の濃度等」の選択評価事項を追加する場合の (1) の評価料金への加算額、又はこの選択評価事項を取りやめる場合の評価料金の返還額については、別に定める。

別記 3 戸建住宅 (既存) の評価等料金

1 戸建住宅 (既存) の建設住宅性能評価の評価料金

申請の床面積に応じた次表の基本料金に、特定現況検査 (腐朽等・蟻害) 及び個別性能評価 (選択項目) に応じて算出される料金を加算した額とする。

基本料金、特定現況調査の料金

(単位：円)

床面積	基本料金	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
150㎡未満	134,000 (税込価格147,400)	60,000 (税込価格66,000)	50,000 (税込価格55,000)
150㎡以上 300㎡未満	163,000 (税込価格179,300)	80,000 (税込価格88,000)	
300㎡以上	297,700 (税込価格327,470)	100,000 (税込価格110,000)	

個別性能評価（選択項目）の料金

関係図書の添付がない場合、建設住宅性能評価書の添付がない場合は評価しない。

(単位：円)

個別性能項目	150㎡未満	150㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	各個別性能 毎に 9,000 (税込価格 9,900)	各個別性能 毎に 10,000 (税込価格 11,000)	各個別性能 毎に 15,000 (税込価格 16,500)
耐震等級（構造躯体の損傷防止）			
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）			
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）			
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	各個別性能 毎に 7,000 (税込価格 7,700)	各個別性能 毎に 8,000 (税込価格 8,800)	各個別性能 毎に 10,000 (税込価格 11,000)
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法			
基礎の構造方法及び形式等			
感知警報装置設置等級（自住戸火災時）			
脱出対策（火災時）			
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））			
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））			
維持管理対策等級（専用配管）			
換気対策（局所換気対策）			
単純開口率			
方位別開口比			
高齢者等配慮対策等級（専用部分）			
開口部の侵入防止対策			

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積もりとする。

別記4 共同住宅等（既存）の評価等料金

1 共同住宅等（既存）の建設住宅性能評価の評価等料金

申請の床面積に応じた次表の共用部分と専用部分の基本料金に、各個別性能評価（選択項目）に応じて算出される料金を加算した額とする。

共同住宅等の現況検査に係る共用部分の基本料金

(単位：円)

床面積	基本料金	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
1,000㎡未満	190,000 (税込価格209,000)	別途見積り	100,000 (税込価格110,000)
1,000㎡以上 5,000㎡未満	280,000 (税込価格308,000)		140,000 (税込価格154,000)
5,000㎡以上 20,000㎡未満	380,000 (税込価格418,000)		220,000 (税込価格242,000)
20,000㎡以上	570,000 (税込価格627,000)		330,000 (税込価格363,000)

共同住宅等の現況検査に係る専用部分の基本料金 (単位：円)

評価戸数	基本料金	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)	再検査
～10戸	57,000×M (税込価格62,700×M)	別途見積り	一戸当たり50,000 (税込価格55,000)
11戸～50戸	570,000+48,000× (M-10) (税込価格 627,000+ 52,800×(M-10))		
51戸～200戸	2,490,000+43,000× (M-50) (税込価格2,739,000+ 47,300×(M-50))		
201戸～	8,940,000+38,000× (M-200) (税込価格9,834,000+ 41,800×(M-200))		

※Mは評価対象住戸数とする。

共同住宅等の個別性能に係る共用部分の料金

関係図書の添付がない場合、建設住宅性能評価書の添付がない場合は評価しない。

(単位：円)

個別性能項目	評価料金
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	200,000 (税込価格220,000)
耐震等級（構造躯体の損傷防止）	
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法	
基礎の構造方法及び形式等	
感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	各個別性能毎に 40,000 (税込価格44,000)
維持管理対策等級（共用配管）	
更新対策（共用排水管）	
高齢者等配慮対策等級（共用部分）	

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積りとする。

※同一申請の中に構造的に別の建築物が複数含まれる場合、耐震等級から基礎の構造方法及び形式等の料金は上記金額に構造的に別の建築物の数を乗じた金額とする。

共同住宅等の個別性能に係る専用部分の料金

関係図書の添付がない場合、建設住宅性能評価書の添付がない場合は評価しない。

(単位：円)

個別性能項目	一住戸当たりの 評価料金
感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	各個別性能毎に 7,000 (税込価格7,700)
避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	
脱出対策（火災時）	
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	
耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	

耐火等級（界壁及び界床）
維持管理対策等級（専用配管）
更新対策（住戸専用部）
換気対策（局所換気対策）
単純開口率
方位別開口比
高齢者等配慮対策等級（専用部分）
開口部の侵入防止対策

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積もりとする。

別記5 長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金

- 1 戸建住宅の長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金
申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

（単位：円）

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定住宅
確認料金	56,000 (税込価格61,600)	50,000 (税込価格55,000)

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の確認料金を適用する。

- 2 共同住宅等の長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金
申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

（単位：円）

住宅	一般住宅	住宅型式性能認定等住宅
床面積	基本料金	基本料金
500㎡未満	76,000 (税込価格83,600)	73,000 (税込価格80,300)
500㎡以上 1,000㎡未満	88,000 (税込価格96,800)	83,000 (税込価格91,300)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	130,000 (税込価格143,000)	120,000 (税込価格132,000)
2,000㎡以上 5,000㎡未満	280,000 (税込価格308,000)	270,000 (税込価格297,000)
5,000㎡以上 10,000㎡未満	390,000 (税込価格429,000)	380,000 (税込価格418,000)
10,000㎡以上 20,000㎡未満	480,000 (税込価格528,000)	460,000 (税込価格506,000)
20,000㎡以上 50,000㎡未満	580,000 (税込価格638,000)	560,000 (税込価格616,000)
50,000㎡以上	別途、見積りによる。	

- 3 変更長期使用構造等確認（増築・改築又は建築行為なし）の確認料金

戸建住宅の場合は1の確認料金の1/2の額、共同住宅等の場合は2の確認料金の1/2の額とする。

ただし、センター以外の機関が直前の長期使用構造等確認書（増築・改築又は建築行為なしのもの。変更を含む。）を交付したものの変更申請の料金は、戸建住宅の場合は1の確認料金、共同住宅等の場合は2の確認料金とする。

別記6 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明料金

申請の住宅に応じて、次表の料金とする。

申請する住宅	軽微変更該当証明料金
戸建住宅（新築）	別記1の6の確認料金とする。
共同住宅等（新築）	別記2の6の確認料金とする。
戸建住宅又は共同住宅等（増築・改築又は建築行為なし）	別記3の3の確認料金とする。

別記7 共同住宅等（新築）の同一仕様等の場合の減額

共同住宅等で、同一仕様で同一評価の住戸が多い等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断した場合の減額は、次表による。ただし、次表の減額は、変更申請又は軽微変更該当証明申請には適用せず、また、設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請にあつては長期使用構造等確認を適用しない。

(単位：円)

申請	減額単価	評価等料金から減じる額
設計住宅性能評価	2,000 (税込価格2,200)	減額単価に同一評価等対象住戸数を乗じた額
建設住宅性能評価	5,000 (税込価格5,500)	
長期使用構造等確認	2,000 (税込価格2,200)	

※ 同一評価等対象住戸：同一評価又は同一長期使用構造等確認の住戸をいう。

別記8 申請の取り下げによる建設住宅性能評価料金の返還額

建設住宅性能評価の申請を取り下げた場合にあつては、当該申請を取り下げた時期に応じて、当該申請の評価料金に次表の乗ずる率を乗じた額を返還する。

	申請の取り下げを行った時期	申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N + 0.05) \}$

※ J：申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。

※ N：検査回数

別記9 住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の再交付の料金

評価書又は確認書の再交付1通につき、次表の料金とする。

(単位：円)

再交付の申請	料金
住宅性能評価書の再交付 長期使用構造等確認書の再交付	5,000 (税込価格5,500)